

2. 重要事項説明書

1. 訪問看護事業者の概要

名称	カンデラ・メディカルケア株式会社
代表者名	代表取締役 赤坂 幸宣
所在地・連絡先	〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-24-5 TEL:045-475-1515 FAX:045-475-1155
業務概要	・ 訪問看護ステーションの運営 ・ 居宅介護支援事業所の運営

2. 事業所の概要

事業所名	カンデラ・メディカルケア世田谷本店
所在地・連絡先	〒158-0083 東京都世田谷区奥沢6-25-1 TEL:03-3703-0810 FAX:03-3704-8810
事業所番号（介護／医療）	1361291030/7395254
管理者の氏名	岸本 明子
サービス実施地域	世田谷区、目黒区、大田区

3. 事業所の職員体制

従業者の職種		職務内容	人員数
管理者（看護師）		管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。	1名
訪問従業員	看護職員	看護職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を行う。	常勤換算 2.5 名以上 (常勤 1 名以上)
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。	1 名以上

4. 事業所の運営方針

- 事業の目的：当ステーションに属する看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、病気や怪我等により在宅で継続的な療養を必要とされている方で、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、適切なサービスを提供することで療養生活をサポートします。
- 基本理念：「人を見る、生活を視る、地域を見る」という姿勢を軸とし、利用者やご家族から常に信頼されるパートナーであり続けるために、質の高い誠実なサービスを追求し続けます。

5. 営業日および営業時間

- 営業時間：8:30 ～ 17:30
- 営業日：月曜日から土曜日まで（ただし、1月1日～1月3日の年末年始期間は休業とします）

6. 利用料金およびお支払い方法

- 利用料の基本割合：原則として利用者の所得水準等に応じ、法律で定められた自己負担割合（1割、2割、または3割）に応じた金額が利用者負担となります。
- 支給限度額の超過分：介護保険を適用する場合において、あらかじめ定められた介護保険の支給限度基準額を超過して利用された分については、全額が利用者の自己負担となります。
- 詳細料金：具体的な算定基準については、別紙の「料金表」に記載の通りです。
- 決済手段：
 - ① 原則として、ご指定の金融機関口座からの自動引き落とし（口座振替）によるお支払いをお願いしております。なお、事業者指定の銀行口座または郵便振替口座への直接のお振込みも可能ですが、その際の振込手数料は利用者側でのご負担となります。
 - ② 初回の口座振替手続きが引き落とし日までに完了しない場合は、手続きが完了するまでの期間、お振込みにて対応をお願いすることがあります。
 - ③ 領収書および利用明細書は、事業者側での入金確認が取れ次第、発行いたします。確定申告等に必要なとなりますので、大切に保管してください（原則として再発行は致しかねます）。

7. 利用キャンセルの規定

- キャンセルの連絡先：サービス利用を中止・変更される場合は、速やかに以下の窓口までご連絡ください。（連絡先 TEL：03-3703-0810）
- キャンセル料の発生条件：サービス予約のキャンセルを希望される場合は、利用予定日の前営業日の18:00（以下「キャンセル受付期限」という）までにお知らせください。この受付期限を過ぎてからのご連絡、または不連絡によるキャンセルの場合は、予定されていたサービスの自己負担相当額の100%をキャンセル料として申し受けます。ただし、利用者の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

8. 緊急時における対応体制

- 通常契約の利用者：
 - サービス提供中に急な容態の変化等が発生した場合は、速やかに主治医、救急隊、緊急連絡先（家族等）、および介護保険適用の場合は担当ケアマネジャー（地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者）へ連絡を行い、必要な措置を連動して講じます。
 - 営業時間外（夜間・休日等）の突然の体調変化に備え、あらかじめ緊急時の対処方法について担当看護師と事前にご相談ください。
- 「緊急時訪問看護加算」または「24時間対応体制加算」の同意を得た利用者：
 - 看護師による訪問サービスを利用されている方で、ご希望がある場合は、24時間対応の携帯電話受付体制をご利用いただけます。これには対象加算への同意が必要となり、同意いただいた利用者には専用の夜間緊急連絡先（携帯電話番号）をご案内します。
 - 実際に夜間等の臨時訪問が発生した場合には、加算料金とは別に、訪問回数

に応じた所定の訪問料金が別途発生します（詳細は料金表をご参照ください）。

- 本体制の利用にあたっては、担当看護師と病状を踏まえてご相談の上、ご決定ください。
- 緊急対応に関する留意事項：
 - 平日の営業時間外およびステーション休業日であっても、緊急連絡体制に基づき電話による看護相談や必要に応じた臨時往診（臨時訪問）を実施します。当番制の看護師が電話対応を行い、お伺いした病状によっては医療機関への救急搬送を優先して案内することがあります。
 - 夜間・深夜における定時のスケジュール訪問サービスは行っておりません。

9. 事故発生時における対応手順

- ① サービス提供中に事故が起きた場合、直ちに利用者の安全確保に努めるとともに、ご家族等の緊急連絡先へ迅速に通報し、必要な応急処置を行います。
- ② 利用者が転倒等により怪我をされた場合、怪我の程度や周囲の状況を確認した上で、主治医、救急隊、担当ケアマネジャー等と連携し、適切な医療処置につなげます。
- ③ 器物破損などの物損事故が発生した場合は、利用者の怪我の有無を確認した上で、破損箇所の確認・写真撮影等を行い、その後速やかに適切な修理・補償等の対応を進めます。
- ④ 訪問したスタッフ自身が怪我等をしてその後のサービス継続が困難になった場合は、他のスタッフへの代替や訪問日時の変更等について、利用者にご相談の上、柔軟に対応いたします。

10. 情報提供療養費の加算について

健康保険の規定に基づき、地域の保健医療・福祉関係機関との円滑な連携を図るため、市区町村、指定特定相談支援事業者、または学校等からの正当な要請により「訪問看護情報提供書」を作成・提出した場合、情報提供療養費が加算されます。また、利用者が病院や診療所等に入院・入所するにあたり、当該医療機関へ情報提供書を提出した場合も同様に加算の対象となります。

11. 個人情報の保護および管理

事業者は、別途定める『秘密情報及び個人情報の保護に関する取扱いについて』の基本方針を徹底し、利用者のプライバシーおよび個人情報を厳重に保護・管理します。

12. リハビリ専門職（理学療法士等）による訪問に関する規定

- ① 訪問看護サービスにおける理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問は、法制度上、看護業務の一環（看護師の代替訪問）として位置づけられています。そのため、「訪問看護計画書」および「報告書」を作成するにあたって、利用者の全体的な健康状態を正確に評価・共有する必要があることから、通常のリハビリ訪問とは別に、当ステーションの看護師が定期的に訪問させていただきます。この看護師による定期訪問は、原則として利用者の状態変化等に合わせ、少なくとも3か月に1回実施いたします（自治体等により別途頻度が定められている場合はその基準に従います。ただし、やむを得ない事由がある場合を除きます）。
- ② 上記に伴う看護師の定期訪問にかかる利用料金については、料金表に規定されている通常の訪問看護基本料金に基づいて算定し、ご請求させていただきます。

13. 苦情および相談窓口

- ・ 事業所苦情相談責任者：管理者 岸本 明子
- ・ 連絡先窓口：TEL：03-3703-0810 / FAX：03-3704-8810
E-Mail：setagaya@candela-medical.co.jp
- ・ 受付対応窓口：カンデラ・メディカルケア世田谷本店

14. 外部の公的相談窓口

行政機関等での相談を希望される場合は、以下の窓口が利用可能です。

- ・ ① 介護保険適用の場合（お住まいの地域に応じたあんしんすこやかセンター、または区役所窓口）
 - 世田谷区：等々力（03-3705-6528）／奥沢（03-5726-3511）
九品仏（03-6411-6047）／上野毛（03-3703-8956）
 - 大田区：福祉部介護保険課 介護サービス担当（03-5744-1655）
 - 目黒区：南部包括支援センター（03-5724-8033）
西部包括支援センター（03-5701-7244）
- ・ ② 健康保険適用の場合
 - 関東信越厚生局 東京事務所（医療関連窓口：03-6692-5119）
受付時間：8:30 ～ 17:15（土日祝、年末年始を除く）
 - 東京都国民健康保険団体連合会（医療関連窓口：03-6238-0177）
受付時間：9:00 ～ 17:00（土日祝を除く）

15. 契約の解約に関する条項

- ① 利用者は、7日以上予告期間を設けることで、いつでも本契約を解約できます。ただし、利用者の急病や緊急入院、または事業者に重大な不当行為があった場合などは、予告期間を要さず直ちに解約できます。
- ② 事業者は、やむを得ない事情がある場合、または利用者・家族もしくは関係者による行為によって信頼関係が著しく毀損され、サービスの継続が著しく困難であると判断した場合、30日以上予告期間をもって本契約を解約することができます。
- ③ 事業者が前項の解約を行う場合は、事前に主治医や担当ケアマネジャー、公的機関等と連携・協議し、利用者の不利益が最小限となるよう必要な引継ぎ・援助を行います（利用者側が拒否した場合を除きます）。
- ④ 次の事由に該当する場合、事業者は事前の予告期間を設けることなく、書面の通知をもって即時に契約を解除することができます。＊利用料金の支払いが30日以上滞納され、事業者による催告後も支払いが確認できない場合。＊利用者や家族等による、従業員や他の利用者に対する暴力、脅迫、著しいハラスメント、過度なクレーム等、サービス運営の基礎となる信頼関係を著しく破綻させる行為があった場合。＊適切なサービス提供に必要な事業者からの指示や要請に繰り返し従わず、安全な看護の提供が不可能であると判断された場合。

16. 第三者評価の受審状況

第三者評価実施の有無	無
実施した直近の年月日	－
実施した評価機関の名称	－
評価結果の開示状況	－

17. 虐待防止のための取り組み

事業者は、利用者およびその家族（以下「利用者等」という）の尊厳を守り、権利擁護および虐待防止を徹底するため、以下の措置を講じています。

- 虐待防止に関する専任の担当者および責任者を配置しています。
- 成年後見制度の紹介や利用に向けた支援を行います。
- 苦情およびトラブル解決のための体制を整備しています。
- 全従業員を対象として、虐待防止への理解を深めるための定期的な研修を実施しています。
- 虐待防止対策を検討する委員会を設置・運用し、その方針をスタッフ一同に周知徹底しています。
- 虐待防止に向けた具体的な行動指針を策定しています。

18. 身体拘束等の適正化に関する方針

事業者は、利用者等の生命や身体の安全を確保するため、緊急かつやむを得ない状況を除き、原則として身体拘束を行いません。万が一、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その具体的な態様、時間、利用者の心身の状況、および緊急やむを得ないと判断した理由について詳細に記録を残します。

19. 業務継続計画（BCP）の策定と運用

- 感染症の大流行や大規模な自然災害の発生時においても、利用者に対する訪問看護サービスを可能な限り継続し、また中断した場合でも早期に業務を再開できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、これに基づいた対策を講じます。
- 全スタッフに対して業務継続計画の内容を教育・周知し、定期的な訓練や研修を実施します。
- 災害等の環境変化に合わせて、業務継続計画の定期的な見直しとアップデートを行います。

20. 利用者およびご家族へのお願い事項

- 介護保険証の更新、区分変更、または負担割合の変更があった場合は、速やかに事業者へご提示ください。お預かりした情報は電磁的記録等により適切に保存します。健康保険証等に変更があった場合も同様です。
- 各種公費負担制度による医療費等の減免証（特定疾患、マル障など）を交付された方は、事前にお申し出ください。
- 当ステーションの従業員に対する、物品やお茶、お菓子、金品等の「お心づけ」は、公平なサービス維持のため固くご遠慮いただいております。
- 道路の渋滞事情や前後の訪問先の状況により、訪問時間が多少前後することがあります。到着が遅れる見込みが生じた場合は、事前にご連絡を差し上げます。
- 担当訪問スタッフの指名や固定は原則としてお受けできません。
- 室内にペットを飼育されている場合は、スタッフの安全確保および円滑な看護業務のため、訪問中はケージに入れていただくか、リードで繋いでいただくようご協力をお願いいたします。
- 感染症の蔓延防止のため、行政からの指示やガイドラインに準拠した衛生対応へのご協力をお願いする場合があります。
- 震度5強以上の大規模な地震や深刻な災害が発生した場合、一時的に訪問を見合わせる場合があります。その際は、安全な業務運行体制が確保され次第、順次訪問を再開いたします。

料金表

●介護保険

介護保険の適応がある場合は、原則として利用者の所得に応じ、料金表の利用料金の1割、2割、3割のいずれかが利用者の負担となります。

介護保険の限度額を超えての利用分においては、全額利用者の負担となります。

1. 基本料金

【看護師の場合】

サービス内容		1日当たり	利用者負担額目安		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護	20分未満	3,579円	357円	715円	1,073円
	30分未満	5,369円	536円	1,073円	1,610円
	30分以上1時間未満	9,382円	938円	1,876円	2,814円
	1時間以上1時間30分未満	12,859円	1,285円	2,571円	3,857円
介護予防訪問看護	20分未満	3,454円	345円	690円	1,036円
	30分未満	5,141円	514円	1,028円	1,542円
	30分以上1時間未満	9,051円	905円	1,810円	2,715円
	1時間以上1時間30分未満	12,426円	1,242円	2,485円	3,727円

※20分未満の訪問は、週1回以20分以上の看護師、保健師による訪問を実施している場合のみとなります。

【理学療法士・作業療法士の場合】

サービス内容		1日当たり	利用者負担額目安		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護	40分	6,703円	670円	1,340円	2,010円
	60分	9,049円	904円	1,809円	2,714円
介護予防訪問看護	20分	3,237円	323円	647円	971円
	40分	6,475円	647円	1,295円	1,942円

※理学療法士・作業療法士の訪問は、1週間に120分までが限度となります。

2. 追加料金・加算料金がかかる場合

・長時間訪問看護加算に該当しない方で、営業時間内に看護師訪問が90分を超える場合、追加時間により上記基本料金30分、60分、90分と同金額の追加基本料金を申し受けさせていただきます。

・夜間・深夜・早朝の訪問

利用者事由により18:00以降ないしは朝8:00以前の訪問となった場合は、時間帯により以下の料金を申し受けさせていただきます。

<夜間（18:00～22:00）料金> 基本料金の25％加算金額

<深夜（22:00～6:00）料金> 基本料金の50％加算金額

<早朝（6:00～8:00）料金> 基本料金の25％加算金額

※緊急時対応のご契約をいただいている利用者において、1か月以内の2回目以降の緊急時訪問については、夜18:00以降ないしは朝8:00以前の訪問時に、夜間、深夜、早朝割増料金がかかります。

※定期訪問以外で、利用者のご要望により訪問にお伺いした場合にも、料金は発生いたしますので、予めご了承ください。

3.初回加算

過去2か月において、当ステーションから訪問看護（医療保険の訪問看護を含む）の提供を行っておらず、新たに訪問看護計画を作成した利用者につきまして、初回の訪問看護行った月に初回加算を1回算定させていただきます。

また、利用者の介護度区分変更の結果、要支援⇄要介護の変更となった際に、新たに訪問看護計画を作成した上で、区分変更後初回の訪問看護を行った月に初回加算を1回算定させていただきます。

初回加算（Ⅰ）	利用者負担額目安		
	1割	2割	3割
3,990円	399円	798円	1,197円

病院・診療所から退院した日に初回の訪問看護を行った場合に算定します。

初回加算（Ⅱ）	利用者負担額目安		
	1割	2割	3割
3,420円	342円	684円	1,026円

病院・診療所から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定します。

4.退院時共同指導加算

病院、診療所または介護老人保健施設または介護医療院に入院、入院中の利用者に、当ステーションの看護師等が主治医の先生等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提出した場合には、退院、退所後の初回の訪問看護の際に1回（特別な管理を必要とする方は2回）退院時共同指導加算を算定させていただきます。

退院時共同指導加算（1回あたり）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
6,840円	684円	1,368円	2,052円

5.長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象の利用者で、1回の訪問看護の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、1回あたりの基本料金に、下記長時間訪問看護加算を算定させていただきます。

長時間訪問看護加算（1回あたり）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
3,420円	342円	684円	1,026円

6.特別管理加算

訪問看護において特別な管理を必要とする利用者（厚生労働大臣が定める状態にある利用者に限ります。）には、計画的な管理を行います。

利用料は1か月単位で、基本料金に下記特別管理加算を1回算定させていただきます。

特別管理加算（Ⅰ）（1か月）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
5,700円	570円	1,140円	1,710円

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算（Ⅱ）（1か月）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
2,850円	285円	570円	855円

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を超える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

※理学療法士・作業療法士のための訪問の利用者は、特別管理加算はかかりません。

7.複数名訪問加算

同時に複数の看護師等により訪問を行う必要がある場合は、利用者や家族等の同意を得た上で、1回あたりの基本料金に、下記複数名訪問看護加算を算定させていただきます。（厚生労働大臣が定める基準のいずれかに該当する場合に限ります。）

【看護師と複数名で訪問する場合】

複数名訪問加算（Ⅰ）	1回あたり	利用者負担目安		
		1割	2割	3割
30分未満	2,895円	289円	579円	868円
30分以上	4,582円	458円	916円	1,374円

【看護補助者と複数名で訪問する場合】

複数名訪問加算（Ⅰ）	1回あたり	利用者負担目安		
		1割	2割	3割
30分未満	2,291円	229円	459円	687円
30分以上	3,613円	361円	722円	1,083円

※厚生労働大臣が定める基準

- ①利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められた場合
- ③その他利用者の状況から判断して、①または②に準ずると認められる場合

8. サービス提供体制強化加算

下記の厚生労働大臣が定める基準を満たし届出をしている訪問看護事業所の場合、1回あたりの基本料金に、下記サービス提供体制強化加算を算定させていただきます

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1回あたり）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
68円	6円	13円	20円

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回あたり）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
34円	3円	6円	10円

※厚生労働大臣が定める基準

- ①研修計画を作成し、計画に従い研修を実施している。
 - ②利用者の情報もしくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。
 - ③健康診断を定期的に実施している。
 - ④提供加算（Ⅰ）については勤続7年以上の看護師、理学療法士、作業療法士が30%以上である。
- 提供加算（Ⅱ）については勤続3年以上。

9. 看護体制強化加算

下記の厚生労働大臣が定める基準を満たし届出をしている訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合、下記看護体制強化加算を月に1回算定させていただきます。

看護体制強化加算（Ⅰ）（1か月）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
6,270円	627円	1,254円	1,881円

看護体制強化加算（Ⅱ）（1か月）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
2,280円	228円	456円	684円

※厚生労働大臣が定める基準

イ）看護体制強化加算（Ⅰ）

- ①算定する月の前6か月間において、訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上である。
- ②算定する月の前6か月間において、訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上である。
- ③算定する月の前12か月間において、訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上である。

ロ）看護体制強化加算（Ⅱ）

- ①イ①および②に掲げる基準のいずれも満たすこと。
- ②算定する月の前12か月間において、訪問看護事業所におけるターミナル加算を算定した利用者が1名以上である。

10.ターミナルケア加算

在宅でご逝去された利用者について、利用者またはその家族等の同意を得て、そのご逝去日およびご逝去前14日以内に2日以上ターミナル毛を行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅やご自宅以外でのご逝去が確認された場合を含む）に算定させていただきます。

ターミナルケア加算	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
28,500円	2,850円	5,700円	8,550円

11.別途料金（全額利用者負担）

- ①交通費：通常のサービス地域以外についてのみ、所定の交通費（実費）が必要となります。
- ②在宅終了者訪問処置料：訪問看護を利用されている利用者が、在宅で死亡診断を受け、その後の処置を訪問看護ステーションに希望されるときは、介護保険外で看護師が訪問して行います。

項目	料金
基本料金	30,000円
準夜間加算（18:00～22:00）	+ 7,000円
深夜加算（22:00～翌6:00）	+ 15,000円

12.緊急時の対応

①通常契約の利用者

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、すみやかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

営業時間外の夜間や休日等にご容態の急変等、緊急のケースが発生した場合に備えて、あらかじめ担当看護師に緊急時の対処についてご相談ください。

②緊急時連絡対応体制のご契約の利用者

訪問看護（看護師による訪問）をご利用の利用者は、ご容態とご要望に応じて、緊急時連絡対応のご契約ができます。ご契約いただいた利用者には、緊急時の連絡先、携帯電話の番号をご案内いたします。

契約にあたりましては、担当の看護師とご相談の上、ご決定ください。

緊急時訪問看護加算（1か月）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
6,543円	653円	1,308円	1,963円

※訪問が発生した場合、緊急時訪問看護加算料金の他に、訪問ごとに料金が発生します。

詳細は2.追加料金・加算料金がかかる場合をご確認ください。

<緊急時対応体制についてのご注意点>

・平日の営業時間外・休業日には緊急連絡体制により、介護相談および臨時訪問も行います。

対応には当ステーションの看護師が当番制にあたります。病状によりましては医療機関への救急が必要になる場合もあります。お電話にてお話を伺いし、状況に応じて対応させていただきます。

・夜間・深夜の定期訪問サービスはございません。

13.キャンセル

①サービスの利用をキャンセルする場合には、すみやかに下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先（カンデラ・メディカルケア世田谷本店） 03-3713-0810

②利用者の都合でサービスをキャンセルする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは、利用者負担の100%相当額のキャンセル料を申し受けさせていただきます。

ただし、利用者の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

14.理学療法士・作業療法士（以下理学療法士等）の訪問について

訪問看護サービスにおける理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環として、看護師の代わりに理学療法士等が訪問することとなっております。訪問看護計画書および報告書の作成について、利用者の状態について適切に評価を行うため、看護師との連携をとっての作成となることから、当ステーション看護師が通常理学療法士等の訪問とは別に一度訪問させていただきます。その後は3か月に1回程度、同様に訪問させていただきます。

なお、市区町村によって3か月に1回以外での頻度での看護師訪問を定めている場合は、その頻度に応じて対応いたします。

看護師の定期的な訪問に伴う費用については、1.基本料金に準じて算定し、ご請求させていただきます。

●医療保険

医療保険の適応がある場合は、原則として利用者の所得に応じ、料金表の利用料金の1割、2割、3割のいずれかが利用者の負担となります。

1. 基本料金

サービス内容		1日あたり	利用者負担額目安		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費	初日	7,710円	771円	1,542円	2,313円
	2日目以降	3,010円	301円	602円	903円
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 1日につき	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
精神科訪問看護基本療養費 （Ⅰ）1日につき（30分以上）	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円

2.退院時共同指導加算

保険医療機関または介護老人保健施設または介護医療院に入院、入所中の利用者に、当ステーションの看護師等が主治医の先生等と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合には、退院、退所後初回の訪問看護の際に1回（特別な管理を必要とする方は2回）退院時共同指導加算を算定させていただきます。

退院時共同指導加算（1回あたり）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
8,000円	800円	1,600円	2,400円

3.特別管理加算

訪問看護において特別な管理を必要とする利用者（特掲診療料の施設基準等別表第8に該当する利用者に限ります。）には、計画的な管理を行います。

利用料は1か月単位で、基本料金に下記特別管理加算を1回算定させていただきます。

特別管理加算（Ⅰ）（1か月）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
5,000円	500円	1,000円	1,500円

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算（Ⅱ）（1か月）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
2,500円	250円	500円	750円

・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅人工呼吸指導管理を受けている状態

- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を超える褥瘡の状態
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している

※理学療法士・作業療法士のみの訪問の利用者は、特別管理加算はかかりません。

4.複数名訪問看護加算

同時に複数の看護師等により訪問を行う必要がある場合は、利用者や家族等の同意を得た上で、週に1回（看護補助者の場合は週3回）に限り、1回あたりの基本料金に、下記複数名訪問看護加算を算定させていただきます。

複数名訪問看護加算	1日あたり	利用者負担額目安		
		1割負担	2割負担	3割負担
看護師等と複数名で訪問する場合	4,500円	450円	900円	1,350円
看護補助者と複数名で訪問する場合 （厚生労働大臣が定める場合を除く）	3,000円	300円	600円	900円

※看護補助者と複数名で訪問する場合（厚生労働大臣が定める場合に限る）、1日に2回の場合は6000円、1日に3回以上の場合は10000円を算定させていただきます。

※厚生労働大臣が定める基準

- ①特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者
- ②特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者
- ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- ⑤利用者の身体的理由により一人の看護師による訪問看護が困難と認められる者（看護補助者の場合に限る）
- ⑥その他利用者の状況等から判断して①～⑤のいずれかに準ずると認められた者（看護補助者の場合に限る）

5.長時間訪問看護加算

1回の訪問看護の時間が90分を超える訪問看護を行った場合、週1回に限り、下記長時間訪問看護加算を算定させていただきます。（厚生労働大臣が定める基準のいずれかに該当する場合に限ります。）

長時間訪問看護加算（1か月）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
5,200円	520円	1,040円	1,560円

※15歳未満の超重症児・準超重症児の利用者、もしくは15歳未満で特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる利用者は、週3回まで算定が可能です。

※厚生労働大臣が定める基準

- ①15歳未満の超重症児または準超重症児
- ②特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる利用者
- ③特別訪問看護指示書を交付されている利用者

6.乳幼児加算

6歳未満の乳幼児への訪問看護を行った場合、1日1回に限り下記乳幼児加算を算定させていただきます。

乳幼児加算	1回あたり	利用者負担額目安		
		1割負担	2割負担	3割負担
6歳未満	1,400円	140円	280円	420円
別に厚生労働大臣が定める者	1,800円	180円	360円	540円

※別に高労働大臣が定める者

- ①超重症児または準超重症児
- ②特掲診療料の施設基準等別表第7に該当する疾病の小児
- ③特掲診療料の施設基準等別表第8に該当する状態の小児

7.訪問看護情報提供療養費

下記のいずれかの要件に該当する場合、利用者や家族に同意を得た上で、月1回に限り下記訪問看護情報提供療養費を算定させていただきます。

①厚生労働大臣が定める疾病等に該当する利用者のうち、利用者の居住する市区町村等からの求めに応じて、利用者の係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合

②厚生労働大臣が定める疾病等に該当する利用者のうち、入学または転学により利用者が初めて在籍する義務教育諸学校からの求めに応じて、訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合

③保健医療機関等に入院または入所する利用者について、保健医療機関に対して指定訪問看護に係る情報を提供した場合

訪問看護情報提供療養費（1か月）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
1,500円	150円	300円	450円

8.訪問看護ターミナルケア療養費

在宅でご逝去された利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外でご逝去された方を含む）または特別養護老人ホーム等でご逝去された利用者に対してターミナルケアを行った場合、訪問看護ターミナルケア療養費1を算定させていただきます。

特別養護老人ホーム等でご逝去された利用者のうち、介護保険における看取り介護加算等を算定された利用者については、訪問看護ターミナルケア療養費2を算定させていただきます。

訪問看護ターミナルケア療養費1	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

訪問看護ターミナルケア療養費2	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

9.別途料金（全額利用者負担）

- ①交通費：通常のサービス地域以外についてのみ、所定の交通費（実費）が必要となります。
- ②在宅終了者訪問処置料：訪問看護を利用されている利用者が、在宅で死亡診断を受け、その後の処置を訪問看護ステーションに希望されるときは、保険外で看護師が訪問を行います。

項目	料金
基本料金	30,000円
準夜間加算（18:00～22:00）	+ 7,000円
深夜加算（22:00～翌6:00）	+ 15,000円

10.緊急時の対応

①通常契約の利用者

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、すみやかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（家族等）へ連絡します。

営業時間外の夜間や休日等にご容態の急変等、緊急のケースが発生した場合に備えて、あらかじめ担当看護師に緊急時の対処についてご相談ください。

②緊急時連絡対応体制のご契約の利用者

訪問看護（看護師による訪問）をご利用の利用者は、ご容態とご要望に応じて、緊急時連絡対応のご契約ができます。ご契約いただいた利用者には、緊急時の連絡先、携帯電話の番号をご案内いたします。

契約にあたりましては、担当の看護師とご相談の上、ご決定ください。

- ③定期訪問以外で、利用者や家族の緊急の求めに応じて訪問看護を行った際、緊急訪問看護加算を算定させていただきます。

24時間対応体制加算（1か月）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
6,800円	680円	1,360円	2,040円

緊急訪問看護加算（1回あたり）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
2,650円	265円	530円	795円

11.訪問看護ベースアップ評価料

訪問看護職員の処遇改善と安定的なサービス提供体制の確保を目的として、訪問看護ベースアップ評価料を算定させていただきます。

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	利用者負担目安		
	1割	2割	3割
1,830円	183円	366円	549円

12.キャンセル

サービスの利用をキャンセルする場合には、すみやかに下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先（カンデラ・メディカルケア世田谷本店） 03-3713-0810

13.理学療法士・作業療法士（以下理学療法士等）の訪問について

訪問看護サービスにおける理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環として、看護師の代わりに理学療法士等が訪問することとなっております。訪問看護計画書および報告書の作成について、利用者の状態について適切に評価を行うため、看護師との連携をとっての作成となることから、当ステーション看護師が通常の理学療法士等の訪問とは別に一度訪問させていただきます。その後は3か月に1回程度、同様に訪問させていただきます。

なお、市区町村によって3か月に1回以外での頻度での看護師訪問を定めている場合は、その頻度に応じて対応いたします。

看護師の定期的な訪問に伴う費用については、1.基本料金に準じて算定し、ご請求させていただきます。